

【求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する方針】

当社は、全ての労働者はもとより、当社への就職を希望する学生・求職者、インターンシップ等の参加者、教育実習生など（以下「求職者等」）が、個人の尊厳が傷つけられることなく、公正かつ安全な環境で就職活動を行えるよう、就職活動等におけるセクシュアルハラスメント（以下「就活セクハラ」）の防止を徹底します。

1. 禁止される言動（就活セクハラの実例）

採用選考の場合（面接、説明会、インターンシップ、リクルーター面談、OB・OG訪問、内定者懇親会、オンライン面談、メール・電話・SNS等による連絡を含む）において、求職者等が採用選考上不利益を受けることを懸念し、拒否または抵抗しにくい立場に置かれることを踏まえ、当社の役員、従業員（リクルーター等に選任されたものを含む）（以下、役職員という）による以下のような言動を一切禁止します。

- 採用選考の有利・不利をほのめかして、性的な関係や個人的な交際を迫ること
- 選考に不要なプライベートな質問（交際相手の有無、結婚・出産の予定など）をすること
- 業務や選考と関係のない個人の連絡先（個人のLINEやSNSアカウントなど）を交換し、執拗に私的な連絡をとること
- 必要のない身体的接触を行うこと、また容姿や身体的特徴に関する発言をすること
- 深夜または人目のない場所で二人きりとなる面談や、酒席を伴う場所に個別に呼び出すこと

2. 違反者（行為者）への対処

万が一、当社の役職員が求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行った場合、事実関係を確認のうえ、就業規則その他社内規程に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

3. 相談窓口の設置とプライバシーの保護

求職者等からのハラスメントに関する苦情・相談を受け付ける窓口を設置しています。相談者のプライバシーは厳守され、相談したこと、または事実確認に協力したことを理由として、求職者等に不利益な取扱いを行うことはありません。事実関係を迅速かつ正確に調査し、被害を被った求職者等に対して適切な配慮と救済措置を講じます。

＜求職者等からのハラスメント相談窓口＞

担当：管理部長 相談方法：TEL 0463-22-8300 受付時間：平日 09：00～17：00

4. 本方針の管理と見直し

本方針の管理責任者を管理部長とし、採用に関わる役職員に対して定期的に教育・周知を行います。また、本方針は、法令の改正及び運用状況を踏まえ、必要に応じて見直します。

2026年10月1日 制定
株式会社特別警備保障